

■農業経営多角化支援事業

補助対象

加工・流通・販売等について、新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる機械・施設等の整備に要する経費

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 3 以内（補助上限：300万円）
※市町村が1 / 6 以上を補助する場合に限る。（合計1 / 2 の補助）
- (2) 要件
 - ①認定を受けた総合化事業計画に基づいた取組であること
 - ②経営改善計画の認定を受けていること（認定農業者等）
- (3) 対象者
六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた認定農業者及び認定農業者を含む団体等